

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	鹿児島3号東西道路シールドトンネル（下り線）新設（二期）工事
工事概要	シールドトンネル 1式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森田 康夫 福岡市博多区博多駅東2-10-7
契約年月日	令和6年 8月21日
契約業者名	鹿児島3号東西道路シールドトンネル（下り線）新設工事大成・大豊特定建設
契約業者の住所	福岡県福岡市博多区住吉四丁目1番27号
契約金額	21,395,000,000円（税込み）
予定期格	21,566,754,000円（税込み）
随意契約によることとした理由	<p>本工事は鹿児島3号東西道路シールドトンネル（下り線）新設工事において、随意契約の予定を明示しており、これに基づき随意契約を行うものである。</p> <p>本工事の施工に当たっては、前工事で使用したシールドトンネルの掘削に使用する仮設物であるシールドマシン、土砂搬送装置、坑内設備、換気設備、電気・給排水施設等、施工に必要な大半の仮設備を使用する。また、前工事のシールドマシンは、個別の工事毎に製作し、現場の地盤の状態、湧水、温湿度等の使用条件に応じて、トンネル工事の施工者が操作する。この際、使用条件に応じたカッターの回転数、シラス地盤等へ押しつける圧力等を適切に設定するためには、トンネルの施工者がシールドマシンの製作に当たって設定した掘削に係る条件を理解する必要があるが、この条件は施工者固有のものであることから、前工事の施工者以外は知り得ない。従って掘削に係る条件を適切に設定し、シールドマシンを押し曲げることなく、また、地山の崩落を起こさず安全性を確保しながら施工することができるには、前工事の施工者に限られる。</p> <p>以上により、本契約については、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は政府調達に関する協定第13条1（b）（iii）により、上記業者と契約を締結するものである。</p>
工事場所	鹿児島県鹿児島市田上地内～鹿児島市上荒田地内
工事種別	一般土木工事
工期（自）	令和6年 8月22日
工期（至）	令和8年 5月29日
備考	

隨 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 鹿児島3号東西道路シールドトンネル（下り線）新設〈二期〉工事

2. 履 行 場 所 鹿児島県鹿児島市田上地内～鹿児島県鹿児島市上荒田地内

3. 隨意契約の相手方
名 称 鹿児島3号東西道路シールドトンネル（下り線）新設工事
大成・大豊特定建設工事共同企業体
住 所 福岡県福岡市博多区住吉四丁目1番27号
電 話 092-475-5700

4. 隨意契約適用法令
会計法第29条の3第4項及び
政府調達に関する協定第13条1（b）（iii）

5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該工事の目的

本工事は、鹿児島東西道路事業（L=3.35km）の一環として、東西トンネル（下り線）延長2,319mのうち2,144mの新設〈二期〉工事を行うものである。

2) 当該工事の内容

延 長： 2,144m R Cセグメント：幅1.5m, 枠高0.55m
シールド機外径：φ11.38m 鋼製セグメント：幅1.5m, 枠高0.45m
セグメント外径：φ11.10m

3) 隨意契約に付する理由

本工事は鹿児島3号東西道路シールドトンネル（下り線）新設工事において、随意契約の予定を明示しており、これに基づき随意契約を行うものである。

本工事の施工に当たっては、前工事で使用したシールドトンネルの掘削に使用する仮設物であるシールドマシン、土砂搬送装置、坑内設備、換気設備、電気・給排水施設等、施工に必要な大半の仮設備を使用する。また、前工事のシールドマシンは、個別の工事毎に製作し、現場の地盤の状態、湧水、温湿度等の使用条件に応じて、トンネル工事の施工者が操作する。この際、使用条件に応じたカッターの回転数、シラス地盤等へ押しつける圧力等を適切に設定するためには、トンネルの施工者がシールドマシンの製作に当たって設定した掘削に係る条件を理解する必要があるが、この条件は施工者固有のものであることから、前工事の施工者以外は知り得ない。従って掘削に係る条件を適切に設定し、シールドマシンを押し曲げることなく、また、地山の崩落を起こさず安全性を確保しながら施工することができるには、前工事の施工者に限られる。

以上により、本契約については、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は政府調達に関する協定第13条1（b）（iii）により、上記業者と契約を締結するものである。

（随意契約理由書作成者）
道路部 道路工事課長